公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１７号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第２地割97番地２
債務者　及川　純生
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横道二三男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第１６２号
山梨県甲斐市富竹新田339番地１、前住所兵庫県伊丹市東有岡１丁目18番地の７　コープ野村伊丹Ａ－904号
債務者　奥田　満月
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５４７号
兵庫県三木市志染町西自由が丘１丁目729番地
債務者　古道　善造
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友廣　隆宣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８号
徳島県勝浦郡上勝町大字旭字中村９番地
債務者　橋本　直也
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾上　一喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３０号
鹿児島県鹿児島市城南町２番４号　メゾン城南606号
債務者　山下　孝久
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森﨑　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２８８５号
大阪市鶴見区鶴見１丁目２番17―513号
債務者　川名　章夫
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８７号
兵庫県尼崎市長洲東通３丁目４番32号
債務者　岡　　純平
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７１号
兵庫県姫路市河間町26番地　ソレイユ弐番館201号
債務者　森下　千明
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７３号
和歌山県橋本市三石台３丁目23番地の１―213
債務者　徳永　孝一
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　繁夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１６号
神奈川県大和市福田３丁目11番地８　ＴＯＰＭＡＮＳＩＯＮ桜ケ丘３―204号
債務者　中村真一郎
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９０３号
兵庫県三木市岩宮190岩宮寮管理人室、住民票上の住所大阪市淀川区田川北１丁目２番28号
債務者　河合　淳一
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仁張　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７５号
大阪府高石市取石２丁目33番23号
債務者　堀田　孝一
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６３１号
堺市北区百舌鳥赤畑町３丁185番地１　エグゼプランシュス203号
債務者　青木　真路
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
佐賀県杵島郡白石町大字遠江240番地１
債務者　右田　陽子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　中
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１１号
長崎県平戸市木ケ津町1599番地５、従前の住所長崎県平戸市紐差町1400番地３
債務者　藤田　芳信
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
三重県四日市市小杉町1838番地　サンソーレ102
債務者　千代　武士
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稗田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係